

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2019.3.4



## グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| ファンド     | 商品分類    |        |               | 属性区分   |      |              |              |           |
|----------|---------|--------|---------------|--------|------|--------------|--------------|-----------|
|          | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域       | 投資形態         | 為替ヘッジ     |
| 為替リスク軽減型 | 追加型     | 内外     | 債券            | その他資産  | 年2回  | グローバル(日本を含む) | ファンド・オブ・ファンズ | あり(部分ヘッジ) |
| 為替ヘッジなし  |         |        |               |        |      |              |              | なし        |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)」、「グローバル・インカム・フルコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月15日に関東財務局長に提出しており、2019年3月3日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

(2018年11月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



低金利が続くなか、ゆとりある将来への備えとしての  
資産運用の重要性が高まってきました。

将来の備えとしての資産運用で大切なことは、  
短期間で大きな収益を目指すことではなく、  
中長期的に安定的な運用成果を追求することであると考えます。

当ファンドは、高い運用力を持つブラックロックグループが、  
幅広い債券を中心に運用を行い、市場環境に応じて投資配分を変更していく商品です。  
当ファンドを通じて、世界有数の資産運用に関するプロフェッショナルが運用する債券  
戦略による投資機会をご提供いたします。

みなさまの中長期の資産運用の選択肢の一つとして、  
ご検討いただけますと幸いです。

2019年2月

三菱UFJ国際投信



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の債券やそれらの派生商品等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

## ファンドの特色

特色

1

日本を含む世界各国の幅広い種類の債券やそれらの派生商品等に分散投資を行います。

- 外国投資法人の円建ての投資信託証券(以下、投資対象ファンドといいます。)\*を主要投資対象とします。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

\*投資対象ファンドの名称は以下の通りです。

(為替リスク軽減型):ブラックロック・グローバル・ファンズ・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズファンド・クラスシエアーズ・ディストリビューティングシェア・円ヘッジ

(為替ヘッジなし):ブラックロック・グローバル・ファンズ・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズファンド・クラスシエアーズ・ディストリビューティングシェア・円建て

- 幅広い種類の債券とは、国債および地方債／社債／証券化商品等です。ハイ・イールド社債等の投資適格未満の債券や新興国の発行体が発行する債券にも投資を行う場合があります。

### 【投資対象資産】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 国債および地方債               | ・政府等により発行される債券および地方自治体により発行される債券   |
| 投資適格社債                 | ・企業等により発行される債券で、信用格付けが高い(BBB格以上)とされる債券<br>・ハイ・イールド社債と比べて信用力が高く、安全性が高いため、相対的に利回りは低くなる傾向がある。 |
| ハイ・イールド社債              | ・企業等により発行される債券で、信用格付けが低い(BB格以下もしくは格付けされていない)債券<br>・国債と比べて信用力が低い分、相対的に利回りは高くなる傾向がある。        |
| 新興国債券                  | ・発行体の所在国が新興国である、または新興国通貨建ての債券<br>・先進国の債券と比べて信用力が低い分、相対的に利回りは高くなる傾向がある。                     |
| 証券化商品(資産担保証券、モーゲージ証券等) | ・クレジットカード、自動車ローン、住宅ローン等のローン債権を担保として発行される債券<br>・金利が低下した場合、期限前償還が増加する傾向がある。                  |

■ 派生商品とは、債券など元になる金融商品(原資産)から派生した取引をさし、原資産の価値に依存してその価格・価値が決まるものです。

! 当ファンドにおいては先物取引のほか、金利スワップ取引やオプション取引等を行う場合があります。また、上記の債券等が組入れられない場合や、上記以外の有価証券等が組入れられる場合があります。

特色

2

中長期の市場見通しに基づいた資産配分および個別銘柄選定を行うことで、収益の獲得をめざします。

- リスクの適切な管理および変化する市場にあわせて継続的にポートフォリオの見直しを実施します。
- 債券のみならず派生商品も活用し、効率的なポートフォリオ構築をめざします。

! 派生商品の活用においては、買い建てた派生商品の取引等(ロング・ポジション)と売り建てた派生商品の取引等(ショート・ポジション)の差額が投資対象ファンドの純資産総額を上回ることがあります。

## ■投資対象ファンドの運用プロセス

### 市場見通しの策定

・リード・ポートフォリオ・マネジャー(以下、リードPMといいます。)が各債券に関する投資環境等のリサーチ結果を分析し、中長期の市場見通しを策定

### ポートフォリオの構築

・リードPMが中心となり、債券ごとの投資機会を評価した上で、確信度に応じた資産ごとのリスク配分を決定  
・各債券チームは、割り当てられたリスクの範囲内で銘柄を選択し、取引執行を行う

### ポートフォリオの分析と見直し

・リスク分析部が主導し、システムを活用して、ポートフォリオのリスク配分が意図的かつ適切かを検証  
・リードPMは、ポートフォリオの状況や市場環境の変化を踏まえリスクの追加・削減を行う

上記の運用プロセスを継続的に実施することにより、安定的な収益の獲得をめざす。

(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の資料に基づき三菱UFJ国際投信作成

❗ 上記はポートフォリオ構築の概略を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## 特色3

### 投資対象ファンドの運用は、ブラックロックグループの投資顧問会社\*が行います。

- ブラックロックグループは1988年に設立され、世界30カ国以上に拠点を有する独立系の資産運用会社グループです。
- 同グループは世界に2,000名を越える運用のプロフェッショナルを有し、世界最大級の資産運用残高672兆円を誇ります。

(2018年3月末時点、為替レートは1米ドル=106.35円)

- 投資対象ファンドを運用する債券チームは、充実した調査体制を有しており、同グループのリソースを最大限に活用します。

\*ブラックロックグループの投資顧問会社は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック(シンガポール)リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(副投資顧問会社)のことをいいます。

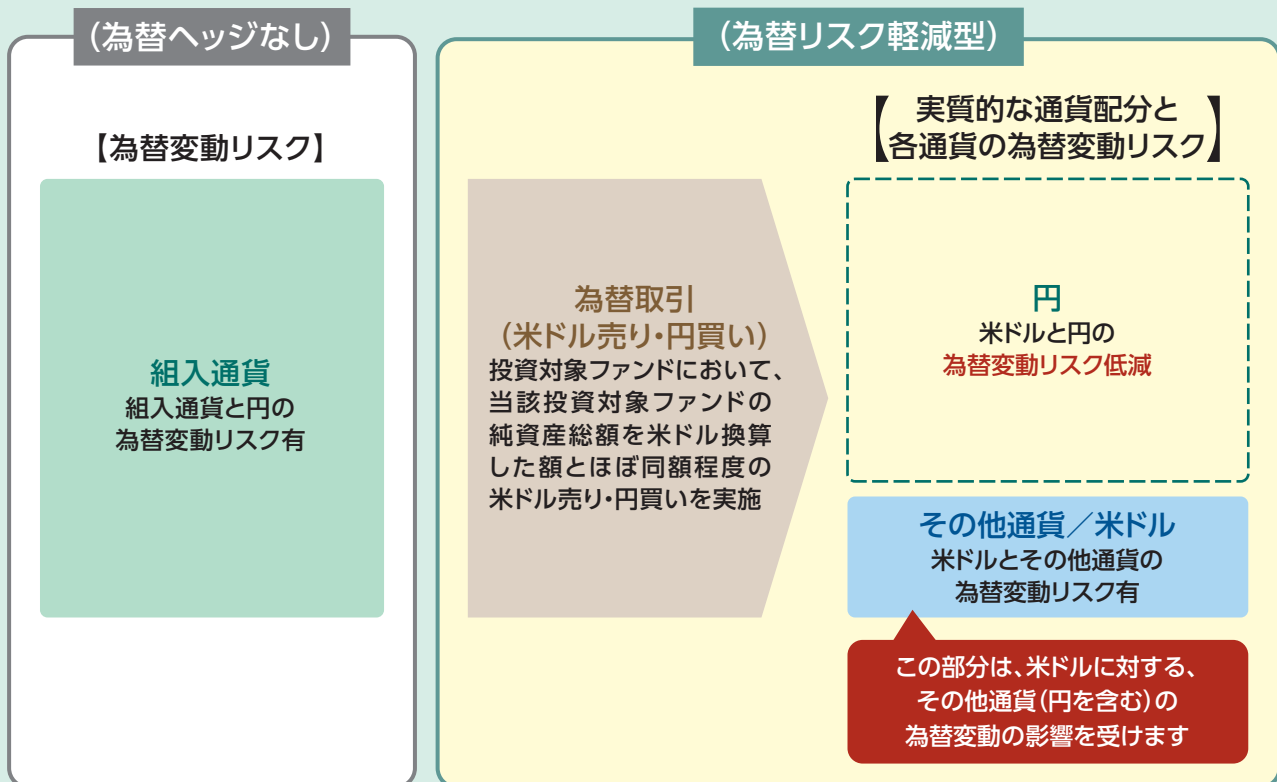
(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の資料に基づき三菱UFJ国際投信作成



## (為替リスク軽減型)、(為替ヘッジなし)が選択できます。

- (為替リスク軽減型)は、原則として投資する投資対象ファンドにおいて、当該投資対象ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。
  - ◆ 実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、実質的な組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
  - ◆ 為替取引を行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
- (為替ヘッジなし)は、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

### (為替リスク軽減型)と(為替ヘッジなし)の為替変動リスクのイメージ図



- ・上記は理解を深めていただくためのイメージです。
- ・為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。



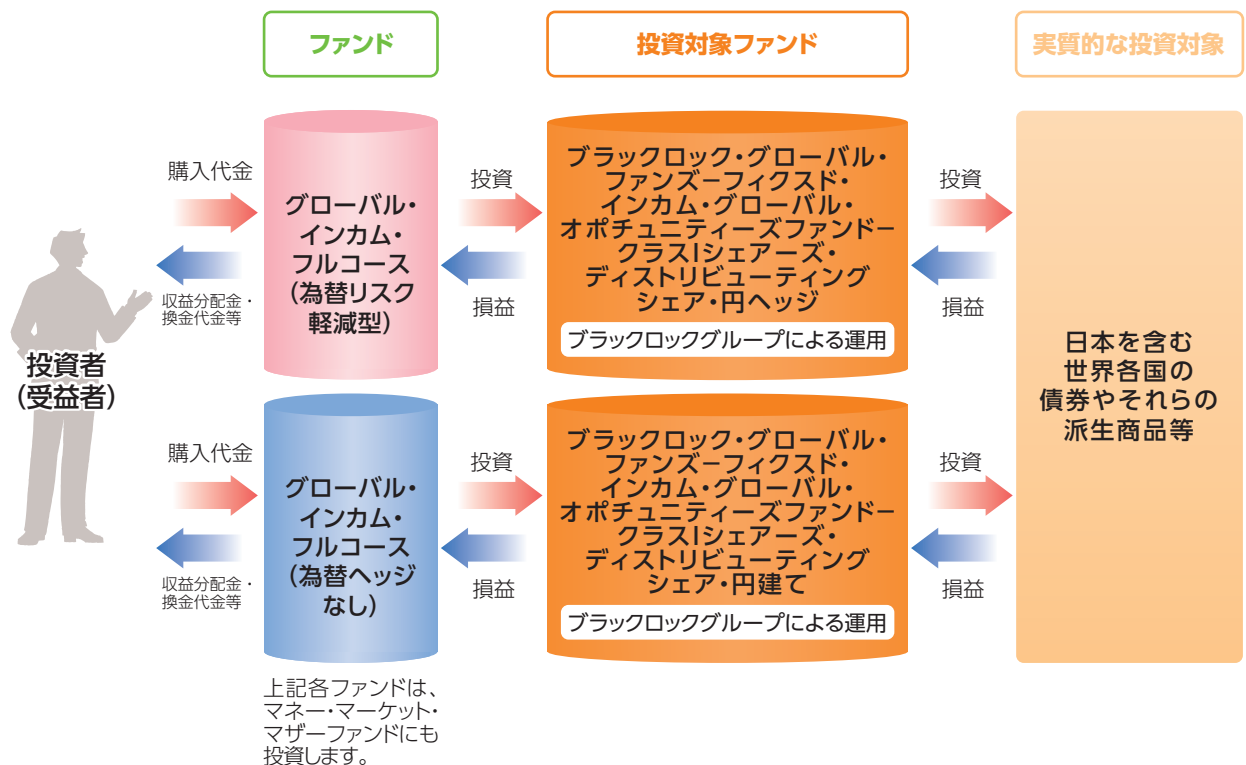
年2回の決算時(6・12月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。  
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
(初回決算日は、2019年6月20日です。)

## ■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。



- ❗ マネー・マーケット・マザーファンドの設定・運用は三菱UFJ国際投信株式会社が行います。
- ❗ 各ファンド間でのスイッチングが可能です。  
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。  
スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。  
くわしくは販売会社にご確認ください。

## ■主な投資制限

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 投資信託証券への投資 | 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資  | 外貨建資産への直接投資は行いません。     |

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 追加的記載事項

### 投資対象ファンドの概要

ブラックロック・グローバル・ファンズ・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズファンドー  
 クラスシェアーズ・ディストリビューティングシェア・円ヘッジ /  
 ブラックロック・グローバル・ファンズ・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズファンドー  
 クラスシェアーズ・ディストリビューティングシェア・円建て

|                  |   |  |      |  |     |                    |
|------------------|---|--|------|--|-----|--------------------|
| 英文名称             | BGF Fixed Income Global Opportunities Fund-Class I shares distributing share JPY hedged/<br>BGF Fixed Income Global Opportunities Fund-Class I shares distributing share JPY non-hedged   |  |      |  |     |                    |
| 形態               | ルクセンブルク籍・外国投資法人   |  |      |  |     |                    |
| 投資顧問会社           | ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド、<br>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク、<br>ブラックロック(シンガポール)リミテッド、<br>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(副投資顧問会社)  |  |      |  |     |                    |
| 投資態度             | <p>世界各国の様々な通貨建ての幅広い種類の債券やそれらの派生商品等に投資を行い、米ドルベースのトータルリターンの最大化をめざします。<br/>         投資する債券は、非投資適格債も含まれます。<br/>         株式やコモディティ等の資産にも投資することがあります。<br/>         派生商品等への投資を行うことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。<br/>         通貨の投資配分は、機動的に変化させます。<br/>         各クラスにおいて、組入外貨建資産に対し、それぞれ以下の為替取引を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>円ヘッジ</td> <td>原則として、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>円建て</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> </table> |  | 円ヘッジ | 原則として、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。 | 円建て | 原則として、為替ヘッジを行いません。 |
| 円ヘッジ             | 原則として、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。  |  |      |  |     |                    |
| 円建て              | 原則として、為替ヘッジを行いません。  |  |      |  |     |                    |
| 主な投資対象           | 世界各国の様々な通貨建ての幅広い種類の債券やそれらの派生商品等   |  |      |  |     |                    |
| 主な投資制限           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界各国の幅広い債券への実質投資割合は、総資産の最低70%以上とします。</li> <li>・資産担保証券およびモーゲージ証券への実質的な投資は、総資産の50%を上限に行うことが出来ます。</li> </ul>   |  |      |  |     |                    |
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 純資産総額の年0.50%  |  |      |  |     |                    |
| その他の費用・<br>手数料   | 税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。  |  |      |  |     |                    |
| 購入時手数料           | ありません。  |  |      |  |     |                    |
| 信託財産留保額          | ありません。  |  |      |  |     |                    |
| 設定日              | (円ヘッジ):2018年3月28日<br>(円建て):2019年1月2日  |  |      |  |     |                    |
| 決算日              | 毎年8月31日   |  |      |  |     |                    |
| 収益分配方針           | 原則として四半期ごとに分配を行う方針です。   |  |      |  |     |                    |

### マネー・マーケット・マザーファンド

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 投資態度 | わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 |
|------|----------------------------------|



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。

債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

【派生商品の取引等に関するリスク】

派生商品の取引等は金利変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。買い建てた派生商品の取引等(ロング・ポジション)の価格が下落した場合、もしくは売り建てた派生商品の取引等(ショート・ポジション)の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、派生商品の取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

### 為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

■グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)

原則として投資する投資信託証券において、当該投資信託証券の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、組入通貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、円の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

■グローバル・インカム・フルコース(為替ヘッジなし)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

### 信用リスク

有価証券等の発行体等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(債券の場合は利回りが上昇)すること、利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。



## カントリー・リスク

ファンドは、新興国の有価証券等に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## 低格付債券への投資リスク

ファンドは、格付けの低い債券等に実質的に投資する場合があります。格付けの高い債券等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

## 期限前償還リスク

一般的に金利が低下した場合、証券化商品（資産担保証券、モーゲージ証券等）の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 投資対象ファンドにおいては、信用リスク管理上、政府機関の発行または保証する有価証券、およびそれらと同等と判断した銘柄（※）について、同一発行体でファンドの純資産総額の10%を超えて保有する場合があります。（※）には、米国の連邦住宅抵当公庫（ファニーメイ:FNMA）および連邦住宅抵当貸付公社（フレディ・マック:FHLMC）が発行または保証するモーゲージ証券等が該当します。

## ■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。



# 投資リスク

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

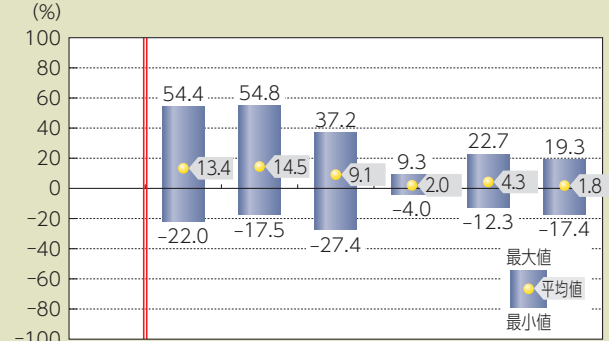
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。  
右図におけるファンドの年間騰落率はありません。

### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年12月末～2018年11月末)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等  |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株   | TOPIX(配当込み)                   | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。   |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)         | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。   |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。  |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。  |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス(除く日本)          | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。   |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

## ■基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## ■分配の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## ■主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

## ■年間収益率の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

|            |                   |  |
|------------|-------------------|--|
| <br>購入時    | 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。  |
|            | 購入価額              | 当初自己設定：1口当たり1円<br>継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。   |
|            | 購入代金              | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。  |
| <br>換金時    | 換金単位              | 販売会社が定める単位<br>販売会社にご確認ください。  |
|            | 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額  |
|            | 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。   |
| <br>申込について | 申込不可日             | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。<br>・ルクセンブルクの銀行の休業日<br>・12月24日<br>・投資対象とする外国投資法人の投資信託証券の申込受付停止日<br>ただし、やむを得ない事情が発生した場合において委託会社の判断により、上記以外でも申込みの受け付けを停止する場合や、上記であっても申込みを受け付ける場合があります。  |
|            | 申込締切時間            | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。   |
|            | 購入の申込期間           | 当初自己設定：2019年3月4日<br>継続申込期間：2019年3月4日から2020年3月19日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。  |
|            | 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。  |
|            | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の購入および換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。<br>また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。 |
| <br>その他    | スイッチング            | 各ファンド間でのスイッチングが可能です。<br>販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。<br>スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。また、スイッチングにより解約をする場合は、解約金の利益に対して税金がかかります。<br>くわしくは販売会社にご確認ください。   |
|            | 信託期間              | 2029年6月20日まで(2019年3月4日設定)  |
|            | 繰上償還              | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。<br>・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき<br>なお、ファンドが投資対象とする投資対象ファンド(マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)のいずれかが償還することとなった場合には繰上償還となります。   |
|            | 決算日               | 毎年6・12月の20日(休業日の場合は翌営業日)<br>※初回決算日は2019年6月20日  |
|            | 収益分配              | 年2回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。  |
|            | 信託金の限度額           | 各ファンド5,000億円   |
|            | 公告                | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。  |
|            | 運用報告書             | 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。   |
|            | 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。  |

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|   |        |   |                                 |
|---|--------|---|---------------------------------|
| 購入時手数料                                  | 支払先    | 購入時手数料  | 対価として提供する役務の内容                  |
|   | 販売会社   | 購入価額に対して、 <b>上限1.62%(税抜 1.50%)</b><br>(販売会社が定めます) | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |        |   |                                 |
| 信託財産留保額                                 | ありません。 |   |                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬)  | ファンド  | <p>日々の純資産総額に対して、<b>年率0.621%(税抜 年率0.575%)</b>をかけた額</p> <p>1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</p> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.150%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.400%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.025%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> | 支払先                                     | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | 委託会社 | 0.150% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 販売会社 | 0.400% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | 受託会社 | 0.025% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |
|-------------------|---|---|---|--------|----------------|------|--------|---|------|--------|-----------------------------------|------|--------|---------------------------------|
|                   | 支払先   | 配分(税抜)  | 対価として提供する役務の内容                          |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |
|                   | 委託会社  | 0.150%  | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |
| 販売会社              | 0.400%  | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等   |   |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |
| 受託会社              | 0.025%  | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等   |   |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |
| 投資対象とする<br>投資信託証券 | <p>投資対象ファンドの純資産総額に対して<b>年率0.50%</b>(運用および管理等にかかる費用)<br/>(マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。)</p> <p>※投資対象とする投資信託証券では、保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。投資対象とする投資信託証券においては、実質的な保管報酬および事務処理に要する諸費用は事前に把握ができないため表示しておりません。</p>  |   |   |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |
| 実質的な負担            | <p>ファンドの純資産総額に対して<b>年率1.121%程度(税抜 年率1.075%程度)</b></p> <p>※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。</p>  |   |   |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |
| その他の費用・<br>手数料    | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> |   |   |        |                |      |        |   |      |        |                                   |      |        |                                 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 手続・手数料等

Tax

¥

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金  |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2018年11月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。





目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>